

鳥取県自立援助ホーム体制機能強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県自立援助ホーム体制機能強化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）に対して補助を行い、生活指導や就業支援等の入居者に対する適切な支援体制を確保することにより、自立援助ホームに入居する児童等の社会的自立を促進することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う自立援助ホームに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に定める補助基準額と補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に係る寄附金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額とを比較して少ない方の額以下とする。なお、補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、毎年4月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額を伴うもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年3月20日から施行し、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助基準額	3 補助対象経費
<p>自立援助ホーム体制機能強化事業</p> <p>自立援助ホームが「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日付こ支家第47号こども家庭庁長官通知）の別表2による職員定数を超えて常勤の指導員を雇用する事業。</p> <p>※常勤職員については、嘱託職員等の非常勤職員であって、おおむね1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。</p>	<p>下記の算定方法により補助基準額を算定する。</p> <p>(1) 通年雇用の場合 1 事業所当たり 年額 3,528,000 円</p> <p>(2) 年度途中の開始、又は中止等の場合 事業を実施する月数に下記の額を乗じる。なお、雇用期間が1月未満の場合は1月とする</p> <p>1 事業所当たり 月額 294,000 円</p>	<p>補助対象職員（1名分）の雇用に要する経費</p> <p>報酬、給料、諸手当、賃金、法定福利費</p> <p>なお、嘱託職員等の非常勤職員を複数名雇用する場合であって、その勤務時間・勤務日数の合計が第1欄に定める基準を満たす場合は、その職員についても補助対象職員とする。</p>

様式第1号（第4条、第6条、第7条関係）

年度自立援助ホーム体制機能強化事業計画（報告）書

1 事業所名

2 入所定員（暫定）

3 入所者の状況

年 月 日現在入居者数 名

※補助事業を開始する月（補助対象職員を雇用する月）の初日における入居者数（私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等を除く。）を記載してください。

4 職員の配置状況

(1) 年 月 日（事業開始日）現在職員数 _____名

(2) (1)のうち

ア 国の措置費負担金の職員定数に基づく指導員の人数 _____名

イ 国の措置費負担金の職員定数に基づく補助者の人数 _____名

ウ 本事業の補助対象職員数 _____名

※補助事業の開始日における職員の配置状況を記載してください。

5 補助対象事業

(1) 補助対象職員の雇用期間

職員A 年 月 日 ～ 年 月 日

職員B 年 月 日 ～ 年 月 日

職員C 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 補助対象職員の職務内容

(3) 補助金所要額については別紙1（別紙2）とおおり

※交付申請時には別紙1、実績報告時には別紙2を添付してください。

6 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」・「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

別紙 1

〇〇年度自立援助ホーム体制機能強化事業補助金申請額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の 実支出予定額 A	寄付金その他の 収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	算定基準額 (CとDのいずれ か低い方の額) E	県補助所要額 F

(記載上の注意)

- 1 F欄にはE欄と同額を記入すること。

別紙2

〇〇年度自立援助ホーム体制機能強化事業補助金精算額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	算定基準額 (CとDのいずれか低い方の額) E	県補助所要額 F	交付決定額 G	県補助確定額 (FとGのいずれか低い方の額) H	受入済額 I	差引過不足額 (I-H) J

(記載上の注意)

- 1 F欄にはE欄と同額を記入すること。

様式第2号(第4条、第6条、第7条関係)

年度自立援助ホーム体制機能強化事業収支予算(決算)書

収入の部 (単位:円)

収入区分	予算(決算)額	摘要
計		

支出の部 (単位:円)

支出区分	予算(決算)額	摘要
計		

様式第3号(第5条関係)

第 年 月 日

様

職氏名 ㊟

年度鳥取県自立援助ホーム体制機能強化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった年度鳥取県自立援助ホーム体制機能強化事業補助金については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 算定基準額 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県自立援助ホーム体制機能強化事業補助金交付要綱(平成26年3月20日付第201300202344号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。